

記 載 例

各種様式（記載例）

(1) 選挙運動用自動車関係

I ハイヤー方式

- a 選挙運動用自動車運送契約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- b 選挙運動用自動車使用契約届出書【様式第1号】・・・・・・・・2
- c 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第7号】・・・・3
- d 請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第11号】・・・・4
- e 請求内訳書【別紙1】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

II 個別契約方式

自動車

- a 選挙運動用自動車賃貸借契約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- b 選挙運動用自動車使用契約届出書【様式第1号】・・・・・・・・7
- c 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第7号】・・・・8
- d 請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第11号】・・・・9
- e 請求内訳書【別紙2】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

燃料

- a 選挙運動用自動車燃料供給契約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- b 選挙運動用自動車使用契約届出書【様式第1号】・・・・・・・・12
- c 選挙運動用自動車燃料代確認申請書【様式第3号】・・・・・・13
- d 選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第5号】・・・・・・・・・・14
- e 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）【様式第8号】・・・・・・15
- f 請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第11号】・・・・・・16
- g 請求内訳書【別紙3】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

運転手

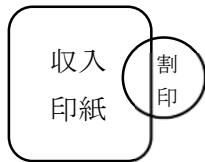
- a 選挙運動用自動車運転契約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- b 選挙運動用自動車使用契約届出書【様式第1号】・・・・・・・・19
- c 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）【様式第9号】・・・・・・20
- d 請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第11号】・・・・・・21
- e 請求内訳書【別紙4】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

(2) 選挙運動用ビラ関係

a	選挙運動用ビラ作成契約書	23
b	選挙運動用ビラ作成契約届出書【様式第2号】	24
c	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書【様式第4号】	25
d	選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第6号】	26
e	選挙運動用ビラ作成証明書【様式第10号】	27
f	請求書（選挙運動用ビラの作成）【様式第12号】	28
g	請求内訳書【別紙】	29

(3) 選挙運動用ポスター関係

a	選挙運動用ポスター作成契約書	30
b	選挙運動用ポスター作成契約届出書【様式第2号の2】	31
c	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書【様式第4号の2】	32
d	選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第6号の2】	33
e	選挙運動用ポスター作成証明書【様式第10号の2】	34
f	請求書（選挙運動用ポスターの作成）【様式第13号】	35
g	請求内訳書【別紙】	36



選挙運動用自動車運送契約書

小豆島町議会議員選挙候補者 **戸籍名を記入** (以下「甲」という。)と
株式会社〇〇 代表 小豆 太郎 (以下「乙」という。)は、選挙運動のための自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第141条に基づき選挙運動のために使用
- 2 車種及び登録番号 車種 **小型乗用自動車(車種名)**
登録番号 **香川〇〇あ12-34(車両のナンバー)**
- 3 台数 **1台**
- 4 使用期間 **令和 8年4月7日から**
令和 8年4月11日まで(5日間)
- 5 契約金額 **250,000円** **契約金額及び単価は消費税含む**
内訳 1日**50,000円**×**5日間**

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、小豆島町長及び小豆島町議会議員の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき小豆島町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

なお、小豆島町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は小豆島町に請求できない。

7 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 8年4月6日 **←契約は告示前でも可**

甲 **小豆島町議会議員** 選挙候補者

住 所

氏 名

戸籍名を記入

Ⓜ

**住所・氏名は候補者届出
と一致**

乙 住 所 **小豆島町片城甲〇番地〇**

名 称 **株式会社 〇〇**

代表者氏名 **代表 小豆 太郎**

Ⓜ

令和 8年 4月 7日

小豆島町選挙管理委員会委員長 殿

令和 8年 4月 12日執行 小豆島町議会議員 選挙

候補者 戸籍名を記載

選挙運動用自動車使用契約届出書

選挙運動用自動車の使用に関する契約を締結したので、次のとおり届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約の場合

契約年月日	契約の相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び所在地）	契約内容		備考 (単価等)
		運送契約期間	運送契約金額	
令和8年4月6日	(株)〇〇 小豆島町片城甲〇-〇 代表 小豆 太郎 電話 0879-82-0000	令和8年4月7日 ～ 令和8年4月11日	250,000円	

2 1に掲げる契約以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び所在地）	契約内容		備考 (単価等)
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ	年 月 日	電話	借入期間 ～	円	
燃料代	年 月 日	電話		円	
運転手の雇用	年 月 日	電話	雇用期間 ～	円	

備考

- この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置（記名押印等）がある場合はこの限りではありません。

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和 8年 4月 13日 使用の最終日以降であること

令和 8年 4月 12日執行 小豆島町議会議員 選挙
候補者 戸籍名を記載

運送等契約区分	1 一般乗用旅客自動車 運送事業者との 運送契約の場合	2 左に掲げる契 約以外の場合	
運送事業者等の氏名及び住所 (法人にあっては、名称、代 表者の氏名及び所在地)	株式会社 小豆島町片城甲〇ー〇 代表 小豆 太郎		
車種及び自動車登録番号又 は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備 考
香川〇〇 あ 12-34	令和8年4月 7日	50,000円	
香川〇〇 あ 12-34	令和8年4月 8日	50,000円	
香川〇〇 あ 12-34	令和8年4月 9日	50,000円	
香川〇〇 あ 12-34	令和8年4月10日	50,000円	
香川〇〇 あ 12-34	令和8年4月11日	50,000円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	

備考

- 1 「運送等契約区分」欄には、該当する方の番号に○をしてください。
- 2 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 3 運送事業者等が小豆島町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 4 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合は、運送事業者等は、小豆島町に支払を請求することはできません。
- 5 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約の場合 64,500円
 - (2) (1)以外の場合 16,100円
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合は、公費負担の対象となるのは候補者が指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 7 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合は、公費負担の対象となるのは候補者が指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 8 6の場合は候補者が指定した契約以外の契約及び7の場合は候補者が指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、小豆島町に支払を請求することはできません。

様式第11号(第6条関係)

請求書には、請求内訳書を貼付

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

選挙期日後の日付であること

令和 8年 4月 23日

小豆島町長 殿

氏名及び住所(法人に
あつては、名称、代表者
の氏名及び所在地)

株〇〇

小豆島町片城甲〇番地〇

代表 小豆 太郎

電話 0879-82-0000



記名押印又は署名

小豆島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

請 求 金 額	250,000円		
内 訳	別紙請求内訳書のとおり		
選挙名及び執行年月日	令和8年4月12日執行 小豆島町議会議員 選挙		
候補者の氏名	候補者氏名(戸籍名を記入)		
振込先 種目	〇〇 銀行	農協	〇〇 店
	フリガナ	〇〇〇〇〇〇〇	
1 普通 2 当座	口座 番号	〇〇〇〇〇〇〇	口座 名義
			〇〇〇〇〇〇〇

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合は、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合は、小豆島町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

別紙1

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和8年4月7日	50,000円×1台 = 50,000円	64,500円×1台 =64,500円	50,000円	
令和8年4月8日	50,000円×1台 = 50,000円	64,500円×1台 =64,500円	50,000円	
令和8年4月9日	50,000円×1台 = 50,000円	64,500円×1台 =64,500円	50,000円	
令和8年4月10日	50,000円×1台 = 50,000円	64,500円×1台 =64,500円	50,000円	
令和8年4月11日	50,000円×1台 = 50,000円	64,500円×1台 =64,500円	50,000円	
		64,500円×1台 =64,500円	円	
		64,500円×1台 =64,500円	円	
計			250,000円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

選挙運動用自動車賃貸借契約書

小豆島町議会議員選挙候補者 戸籍名を記入 (以下「甲」という。)と
(有)〇〇自動車 代表 小豆 次郎 (以下「乙」という。)は、選挙運動のための
の自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第 141 条に基づき選挙運動のために使用
- 2 車種及び 車 種 小型乗用自動車 (車種名)
登録番号 登録番号 香川〇〇あ 5 6 - 7 8
- 3 台 数 1 台
- 4 使用期間 令和 8 年 4 月 7 日から 令和 8 年 4 月 1 1 日まで (5 日間)
- 5 契約金額 5 0, 0 0 0 円
内訳 1 日 1 0, 0 0 0 円 × 5 日間

6 使用上の義務等

甲は、法令に従い、本件車両の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約
款に従う義務を負う。

7 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、小豆島町長及び小豆島町議会議
員の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき小豆島町に対し請求す
るものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

なお、小豆島町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し
不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙
は小豆島町に請求できない。

8 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 8 年 4 月 6 日 ←契約は告示日前でも可

甲 小豆島町議会議員選挙候補者

住 所

氏 名

戸籍名を記入

印

住所・氏名は候補者届出
と一致

乙 住 所 小豆島町片城甲△番地△

名 称 (有)〇〇自動車

代表者氏名 代表 小豆 次郎 印

令和 8年 4月 7日

小豆島町選挙管理委員会委員長 殿

令和 8年 4月 12日執行 小豆島町議会議員 選挙

候補者 戸籍名を記載

選挙運動用自動車使用契約届出書

選挙運動用自動車の使用に関する契約を締結したので、次のとおり届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約の場合

契約年月日	契約の相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び所在地）	契約内容		備考 (単価等)
		運送契約期間	運送契約金額	
年 月 日	電話	～	円	

2 1に掲げる契約以外の場合 レンタカー（個別契約）方式の場合

区分	項目	契約年月日	契約の相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び所在地）	契約内容		備考 (単価等)
				借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ		令和8年4月6日	(有)〇〇自動車 小豆島町片城甲△ー△ 代表 小豆 太郎 電話 0879-82-0000	借入期間 R8. 4. 7 ～ R8. 4. 11	50,000 円	
燃料代		年 月 日	電話		円	
運転手の雇用		年 月 日	電話	雇用期間 ～	円	

備考

- この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置（記名押印等）がある場合はこの限りではありません。

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和 8年 4月 13日 使用の最終日以降であること

令和 8年 4月 12日執行 小豆島町議会議員 選挙
候補者 戸籍名を記載

運送等契約区分	1 一般乗用旅客自動車 運送事業者との 運送契約の場合	2 左に掲げる契 約以外の場合
運送事業者等の氏名及び住所 (法人にあっては、名称、代 表者の氏名及び所在地)	(有)〇〇自動車 小豆島町片城甲△-△ 代表 小豆 次郎	
車種及び自動車登録番号又 は車両番号	運送等年月日	運送等金額
香川〇〇 あ 56-78	令和8年4月 7日	10,000円
香川〇〇 あ 56-78	令和8年4月 8日	10,000円
香川〇〇 あ 56-78	令和8年4月 9日	10,000円
香川〇〇 あ 56-78	令和8年4月10日	10,000円
香川〇〇 あ 56-78	令和8年4月11日	10,000円
	年 月 日	円
	年 月 日	円

備考

- 1 「運送等契約区分」欄には、該当する方の番号に○をしてください。
- 2 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 3 運送事業者等が小豆島町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 4 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合は、運送事業者等は、小豆島町に支払を請求することはできません。
- 5 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約の場合	64,500円
(2) (1)以外の場合	16,100円
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合は、公費負担の対象となるのは候補者が指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 7 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合は、公費負担の対象となるのは候補者が指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 8 6の場合は候補者が指定した契約以外の契約及び7の場合は候補者が指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、小豆島町に支払を請求することはできません。

様式第11号(第6条関係)

請求書には、請求内訳書を貼付

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

選挙期日後の日付であること

令和 8年 4月 23日

小豆島町長 殿

氏名及び住所(法人に
あつては、名称、代表者
の氏名及び所在地)

(有)〇〇自動車
小豆島町片城甲△番地△
代表 小豆 次郎
電話 0879-82-0000



記名押印又は署名

小豆島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

請 求 金 額	50,000円		
内 訳	別紙請求内訳書のとおり		
選挙名及び執行年月日	令和8年4月12日執行 小豆島町議会議員 選挙		
候補者の氏名	候補者氏名(戸籍名を記入)		
振込先 種目	〇〇 銀行・農協		〇〇 店
	フリガナ	〇〇〇〇〇〇	
1	普通	口座 番号	〇〇〇〇〇〇
2	当座		
		口座 名義	〇〇〇〇〇〇

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合は、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合は、小豆島町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

別紙2

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

自動車の借入れ

使用年月日	借入金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和8年4月7日	10,000円×1台 = 10,000円	16,100円×1台 = 16,100円	10,000円	
令和8年4月8日	10,000円×1台 = 10,000円	16,100円×1台 = 16,100円	10,000円	
令和8年4月9日	10,000円×1台 = 10,000円	16,100円×1台 = 16,100円	10,000円	
令和8年4月10日	10,000円×1台 = 10,000円	16,100円×1台 = 16,100円	10,000円	
令和8年4月11日	10,000円×1台 = 10,000円	16,100円×1台 = 16,100円	10,000円	
		16,100円×1台 = 16,100円	円	
		16,100円×1台 = 16,100円	円	
計			50,000円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

選挙運動用自動車燃料供給契約書

小豆島町議会議員選挙候補者 **戸籍名を記入** (以下「甲」という。)と
〇〇石油 代表 小豆 三郎 (以下「乙」という。)は、選挙運動のための自動車の
燃料供給について次のとおり契約を締結する。

- 1 供給する期間 **令和 8年4月7日**から
令和 8年4月11日まで (**5** 日間)
- 2 供給場所 所在地 **小豆島町片城甲×番地×**
- 3 名称 **〇〇石油**
- 4 供給を受ける自動車の車種及び登録番号 車種 **自動車(車種名)**
登録番号 **香川〇〇あ56-78** (車両のナンバー)
- 5 単 価 単価1ℓ当たり **150円00銭**
(単価は、消費税を含んだ額である)

6 契約金額

上記の単価に期間中の供給総量を乗じた額(1円未満の端数を生じた場合は、
円未満を四捨五入する)を契約金額とする。

7 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、小豆島町長及び小豆島町議会議員
の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき小豆島町に対し請求す
るものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

なお、小豆島町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し
不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙
は小豆島町に請求できない。

8 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 8年 4月 6日 **←契約は告示日前でも可**

甲 **小豆島町議会議員選挙候補者**

住所

氏名 **戸籍名を記入**

**住所・氏名は候補者届出
と一致**

Ⓜ

乙 住所 **小豆島町片城甲×番地×**

名称 **〇〇石油**

代表者氏名 **代表 小豆 三郎** Ⓜ

令和 8年 4月 7日

小豆島町選挙管理委員会委員長 殿

令和 8年 4月 12日執行 小豆島町議会議員 選挙

候補者 戸籍名を記載

選挙運動用自動車使用契約届出書

選挙運動用自動車の使用に関する契約を締結したので、次のとおり届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約の場合

契約年月日	契約の相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び所在地）	契約内容		備考 (単価等)
		運送契約期間	運送契約金額	
年 月 日	電話	～	円	

2 1に掲げる契約以外の場合 **レンタカー（個別契約）方式の場合**

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び所在地）	契約内容		備考 (単価等)
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ	年 月 日	電話	借入期間 ～	円	
燃料代	令和8年4月6日	〇〇石油 小豆島町片城甲×-× 代表 小豆 三郎 電話 0879-82-0000	香川〇〇 あ56-78	円	150円/ℓ
運転手の雇用	年 月 日	電話	雇用期間 ～	円	

備考

- この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置（記名押印等）がある場合はこの限りではありません。

令和 8年 4月 7日

小豆島町選挙管理委員会委員長 殿

令和 8年 4月 12日執行 小豆島町議会議員 選挙
候補者 戸籍名を記載

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

選挙運動用自動車の燃料代について、小豆島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので、次のとおり申請します。

契 約 年 月 日	令和 8年 4月 6日		
契約の相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び所在地）	〇〇石油 小豆島町片城甲×番地× 小豆 三郎		
燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	香川〇〇あ 56-78（車両のナンバー）		
確 認 申 請 金 額	15,000円		
区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額	
前回までの累積金額 (A)	0円	0円	
今回の購入金額 (B)	15,000円	15,000円	
燃 料 代 計 (A)+(B)	15,000円	15,000円	

備考

- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から小豆島町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「前回までの累積金額」欄には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。
- 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置（記名押印等）がある場合はこの限りではありません。

確認番号	第	号
------	---	---

選挙運動用自動車燃料代確認書

小豆島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車の燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認します。

年 月 日

小豆島町選挙管理委員会委員長 岡田 弘彦 印

令和 8年 4月 12日執行 小豆島町議会議員 選挙

候補者の氏名	候補者氏名
燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	香川〇〇あ56-78
確認金額	15,000 円

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用自動車の燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合は、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合は、燃料供給業者は、小豆島町に支払を請求することはできません。

・ この書類は、町選挙管理委員会から候補者に送付します。

（候補者作成の書類ではありません。）

・ 内容確認後、燃料供給業者に提出してください。

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

次のとおり選挙運動用自動車の燃料を使用したものであることを証明します。

令和 8年 4月 13日 供給最終日以降であること

令和 8年 4月 12日執行 小豆島町議会議員 選挙

候補者 戸籍名を記載

燃料供給業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び所在地)		〇〇石油 小豆島町片城甲×番地× 小豆 三郎		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和8年 4月 7日	香川〇〇あ56-78	20ℓ	3,000円	
令和8年 4月 8日	香川〇〇あ56-78	25ℓ	3,750円	
令和8年 4月 9日	香川〇〇あ56-78	23ℓ	3,450円	
令和8年 4月 10日	香川〇〇あ56-78	18ℓ	2,700円	
令和8年 4月 11日	香川〇〇あ56-78	14ℓ	2,100円	
年 月 日		ℓ	円	
年 月 日		ℓ	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が小豆島町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合は、燃料供給業者は、小豆島町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

様式第11号(第6条関係)

請求書には、請求内訳書を貼付

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

選挙期日後の日付であること

令和 8年 4月 23日

小豆島町長 殿

氏名及び住所(法人に
あつては、名称、代表者
の氏名及び所在地)

〇〇石油
小豆島町片城甲×番地×
代表 小豆 三郎
電話 0879-82-0000



記名押印又は署名

小豆島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

請 求 金 額		15,000 円	
内 訳		別紙請求内訳書のとおり	
選挙名及び執行年月日		令和8年4月12日執行 小豆島町議会議員 選挙	
候補者の氏名		候補者氏名(戸籍名を記入)	
振込先 種目	〇〇 銀行・農協	〇〇 店	フリガナ 〇〇〇〇〇〇
	① 普通 ② 当座	口座番号 〇〇〇〇〇〇	口座名義 〇〇〇〇〇〇

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合は、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合は、小豆島町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

別紙3

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

燃料代

販 売 年 月 日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和8年4月 7日	香川〇〇 あ56-78	150円×20ℓ = 3,000円			
令和8年4月 8日	香川〇〇 あ56-78	150円×25ℓ = 3,750円			
令和8年4月 9日	香川〇〇 あ56-78	150円×23ℓ = 3,450円			
令和8年4月10日	香川〇〇 あ56-78	150円×18ℓ = 2,700円			
令和8年4月11日	香川〇〇 あ56-78	150円×14ℓ = 2,100円			
計		15,000円	37,800円	15,000円	

備考

- 1 「基準限度額」欄の計には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄の計には、(ア)の計又は(イ)の計のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

選挙運動用自動車運転契約書

小豆島町議会議員選挙候補者 **戸籍名を記入**（以下「甲」という。）と
小豆 四郎（運転手の氏名）（以下「乙」という。）は、甲が使用する公職選挙法第
141 条に定める選挙運動のための自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

- 1 運転する期間 **令和 8年 4月7日**から
令和 8年 4月11日まで（**5日間**）
原則として毎日8時00分から20時00分まで
- 2 契約金額 **50,000円**
（1日につき **10,000円**）
- 3 運転する車両の車種及び登録番号 車種 **自動車（車種名）**
登録番号 **香川〇〇あ 56-78（車両のナンバー）**
- 4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、小豆島町長及び小豆島町議会議員の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき小豆島町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

なお、小豆島町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額をやかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は小豆島町に請求できない。

5 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 8年 4月 6日 **←契約は告示日前でも可**

甲 **小豆島町議会議員選挙候補者**

住所

氏名 **戸籍名を記入**

**住所・氏名は候補者届出
と一致**

㊞

乙 住所 **小豆島町片城甲▲番地▲**

氏名 **小豆 四郎（運転手の氏名）** ㊞

令和 8年 4月 7日

小豆島町選挙管理委員会委員長 殿

令和 8年 4月 12日執行 小豆島町議会議員 選挙

候補者 戸籍名を記載

選挙運動用自動車使用契約届出書

選挙運動用自動車の使用に関する契約を締結したので、次のとおり届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約の場合

契約年月日	契約の相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び所在地）	契約内容		備考 (単価等)
		運送契約期間	運送契約金額	
年 月 日	電話	～	円	

2 1に掲げる契約以外の場合 **レンタカー（個別契約）方式の場合**

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び所在地）	契約内容		備考 (単価等)
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ	年 月 日	電話	借入期間 ～	円	
燃料代	年 月 日	電話		円	
運転手の雇用	令和8年4月6日	小豆島町片城甲▲-▲ 小豆 四郎 電話 0879-82-0000	雇用期間 R8. 4. 7 ～ R8. 4. 11	50,000 円	

備考

- この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置（記名押印等）がある場合はこの限りではありません。

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり選挙運動用自動車の運転手を使用したものであることを証明します。

令和 8年 4月 13日 供給最終日以降であること

令和 8年 4月 12日執行 小豆島町議会議員 選挙

候補者 戸籍名を記載

運転手の氏名及び住所	小豆 四郎（運転手の氏名） 小豆島町片城甲▲番地▲	
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
令和8年 4月 7日	10,000円	
令和8年 4月 8日	10,000円	
令和8年 4月 9日	10,000円	
令和8年 4月 10日	10,000円	
令和8年 4月 11日	10,000円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が小豆島町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合は、運転手は、小豆島町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合は、公費負担の対象となるのは候補者が指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者が指定した運転手以外の運転手は、小豆島町に支払を請求することはできません。

様式第11号(第6条関係)

請求書には、請求内訳書を貼付

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

選挙期日後の日付であること

令和 8年 4月 23日

小豆島町長 殿

氏名及び住所(法人に
あつては、名称、代表者
の氏名及び所在地)

小豆 四郎
小豆島町片城甲▲番地▲



電話 0879-82-0000

記名押印又は署名

小豆島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

請 求 金 額	50,000 円		
内 訳	別紙請求内訳書のとおり		
選挙名及び執行年月日	令和8年4月12日執行 小豆島町議会議員 選挙		
候補者の氏名	候補者氏名(戸籍名を記入)		
振込先 種目	〇〇 銀行・農協		〇〇 店
	フリガナ	フリガナ	
1	普通	口座	フリガナ
2	当座	番号	

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合は、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合は、小豆島町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

別紙4

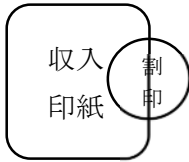
請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

運転手

雇用年月日	報 酬 (ア)	基準限度額 (イ)	請 求 金 額	備 考
令和8年4月 7日	10,000円	12,500円	10,000円	
令和8年4月 8日	10,000円	12,500円	10,000円	
令和8年4月 9日	10,000円	12,500円	10,000円	
令和8年4月10日	10,000円	12,500円	10,000円	
令和8年4月11日	10,000円	12,500円	10,000円	
		12,500円	円	
		12,500円	円	
計			50,000円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。



選挙運動用ビラ作成契約書

小豆島町議会議員選挙候補者 戸籍名を記入 (以下「甲」という。)と
〇〇印刷 代表取締役 小豆 五郎 (以下「乙」という。)は、印刷
物の作成について次のとおり契約を締結する。

- 1 品 名 公職選挙法第142条第1項第7号に定めるビラ
- 2 枚 数 1, 600枚 (町長は5, 000枚・町議1, 600枚)
- 3 契約金額 11, 280円 (単価 7円05銭)
(注) 契約金額・単価は消費税を含んだ額である。
- 4 納入期限 令和 8年 4月 6日
- 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、小豆島町長及び小豆島町議会議員の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき小豆島町 に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

なお、小豆島町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は小豆島町に請求できない。

6 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 8年3月27日 ←契約は告示前でも可

甲 小豆島町議会議員 選挙候補者

住 所

氏 名 戸籍名を記入

住所・氏名は候補者届出
と一致

印

乙 住 所 小豆島町片城甲〇番地〇

名 称 〇〇印刷

代表者氏名 代表取締役 小豆 五郎 印

令和 8年 4月 7日

小豆島町選挙管理委員会委員長 殿

令和 8年 4月 12日執行 小豆島町議会議員 選挙

候補者 戸籍名を記載

選挙運動用ビラ作成契約届出書

選挙運動用ビラの作成に関する契約を締結したので、次のとおり届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名及び住所 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及び所在地)	契約内容		備考 (単価等)
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和8年3月27日	小豆島町片城甲口番地〇 〇〇印刷 代表取締役 小豆 五郎 電話 0879-82-0000	1,600枚	11,280円	7円05銭
年 月 日	電話	枚	円	
年 月 日	電話	枚	円	

備考

- この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置（記名押印等）がある場合はこの限りではありません。

令和 8年 4月7日

小豆島町選挙管理委員会委員長 殿

令和 8年 4月12日執行 小豆島町議会議員 選挙

候補者 戸籍名を記載

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

選挙運動用ビラ作成枚数について、小豆島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので、次のとおり申請します。

契 約 年 月 日	令和 8年 3月27日
契約の相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び所在地）	小豆島町片城甲口番地口 〇〇印刷 代表取締役 小豆 五郎
確 認 申 請 枚 数	1, 600 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(A)	0 枚	0 枚
今回の枚数 (B)	1, 600 枚	1, 600 枚
枚数計 (A)+(B)	1, 600 枚	1, 600 枚
備 考		

備考

- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者から小豆島町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用ビラの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」欄には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置（記名押印等）がある場合はこの限りではありません。

確認番号	第	号
------	---	---

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

小豆島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラの作成枚数は、公職選挙法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることを確認します。

年 月 日

小豆島町選挙管理委員会委員長 岡田 弘彦 印

令和 8年 4月12日執行 小豆島町議会議員 選挙	
候補者の氏名	候補者氏名
確認枚数	1,600 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ビラの作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、小豆島町に支払を請求することはできません。

- ・ この書類は、町選挙管理委員会から候補者に送付します。
(候補者作成の書類ではありません。)
- ・ 内容確認後、ビラ作成業者に提出してください。

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

令和 8年 4月 8日 納期後かつ告示日以降の日付

令和 8年 4月 12日執行 小豆島町議会議員 選挙

候補者 戸籍名を記載

ビラ作成業者の氏名及び住所 (法人にあつては、名称、代表 者の氏名及び所在地)	小豆島町片城甲口番地口 〇〇印刷 代表取締役 小豆 五郎
作 成 枚 数	1, 6 0 0 枚
作 成 金 額	1 1, 2 8 0 円
備 考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が小豆島町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、小豆島町に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数
 - ア 小豆島町議会議員選挙 1, 6 0 0 枚
 - イ 小豆島町長選挙 5, 0 0 0 枚
 - (2) 限度額

$$8円38銭(単価) \times 当該作成枚数 = 限度額$$

様式第12号(第6条関係)

請求書には、請求内訳書を貼付

請 求 書
(選挙運動用ビラの作成)

選挙期日後の日付であること

令和 8年 4月 23日

小豆島町長 殿

氏名及び住所（法人に
あつては、名称、代表者
の氏名及び所在地）

〇〇印刷

小豆島町片城甲〇番地〇

代表 小豆 五郎

電話 0879-82-0000



記名押印又は署名

小豆島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

請 求 金 額	11,280 円		
内 訳	別紙請求内訳書のとおり		
選挙名及び執行年月日	令和8年4月12日執行 小豆島町議会議員 選挙		
候補者の氏名	候補者氏名（戸籍名を記入）		
振込先	〇〇 銀行・農協		〇〇 店
	フリガナ	〇〇〇〇〇〇	
種目	① 普通	口座番号 〇〇〇〇〇〇	口座名義 〇〇〇〇〇〇
	2 当座		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、小豆島町に支払を請求することはできません。
- この請求書には、作成した選挙運動用ビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。

別紙

請 求 内 訳 書

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	
A	B	$A \times B =$ C	D	E	$D \times E =$ F	G	H	$G \times H =$ I	
7円 05銭	1,600 枚	11,280円	8円 38銭	1,600 枚	13,408円	7円 05銭	1,600 枚	11,280円	

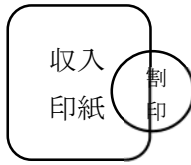
ピラ作成契約書と一致

↑ 確認書枚数

AとD、BとEの少ない方

備考

- 1 D欄には、「8円38銭」を記載してください。
- 2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。



選挙運動用ポスター作成契約書

小豆島町議会議員選挙候補者 戸籍名を記入 (以下「甲」という。)と
〇〇印刷 代表取締役 小豆 五郎 (以下「乙」という。)は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

- 1 品名 公職選挙法第143条第1項第5号に定めるポスター
- 2 枚数 100枚
- 3 契約金額 110,000円 (単価 1,100円)
(注) 契約金額・単価は消費税を含んだ額である。
- 4 納入期限 令和 8年4月6日
- 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、小豆島町長及び小豆島町議会議員の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき小豆島町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

なお、小豆島町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は小豆島町に請求できない。

6 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 8年3月27日

←契約は告示前でも可

甲 小豆島町議会議員 選挙候補者

住所

氏名

戸籍名を記入

印

住所・氏名は候補者届出
と一致

乙 住所 小豆島町片城甲〇番地〇

名称 〇〇印刷

代表者氏名 代表取締役 小豆 五郎

印

令和 8年 4月 7日

小豆島町選挙管理委員会委員長 殿

令和 8年 4月 12日執行 小豆島町議会議員 選挙
候補者 戸籍名を記載

選挙運動用ポスター作成契約届出書

選挙運動用ポスターの作成に関する契約を締結したので、次のとおり届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び所在地）	契 約 内 容		備 考 (単価等)
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和8年3月27日	小豆島町片城甲口番地口 〇〇印刷 代表取締役 小豆 五郎 電話 0879-82-0000	100枚	110,000円	1,100円

備考

- 1 この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置（記名押印等）がある場合はこの限りではありません。

令和 8年 4月 7日

小豆島町選挙管理委員会委員長 殿

令和 8年 4月 12日執行 小豆島町議会議員 選挙
候補者 戸籍名を記載

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

選挙運動用ポスターの作成枚数について、小豆島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので、次のとおり申請します。

契 約 年 月 日	令和 8年 3月 27日		
契約の相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び所在地）	小豆島町片城甲口番地口 〇〇印刷 代表取締役 小豆 五郎		
確 認 申 請 枚 数	96 枚		
区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数	
前回までの累積枚数 (A)	枚	枚	
今 回 の 枚 数 (B)	100 枚	96 枚	
枚 数 計 (A)+(B)	100 枚	96 枚	

備考

- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者から小豆島町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用ポスターの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」欄には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置（記名押印等）がある場合はこの限りではありません。

確認番号	第	号
------	---	---

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

小豆島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスターの作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認します。

年 月 日

小豆島町選挙管理委員会委員長 岡田 弘彦 印

令和 8年 4月12日執行 小豆島町議会議員 選挙	
候補者の氏名	候補者氏名
確認枚数	96 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ポスターの作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合は、選挙運動用ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合は、ポスター作成業者は、小豆島町に支払を請求することはできません。

- ・ この書類は、町選挙管理委員会から候補者に送付します。
(候補者作成の書類ではありません。)
- ・ 内容確認後、ポスター作成業者に提出してください。

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

令和 8年 4月 8日 納期後かつ告示日以降の日付

令和 8年 4月 12日執行 小豆島町議会議員 選挙

候補者 戸籍名を記載

ポスター作成業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び所在地）	小豆島町片城甲口番地口 〇〇印刷 代表取締役 小豆 五郎
作成枚数	96枚
作成金額	105,600円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	96か所

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が小豆島町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合は、ポスター作成業者は、小豆島町に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数に相当する枚数

(2) 限度額

$$\frac{316,250\text{円} + 586\text{円}88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$$

(1円未満の端数は切上げ)

$$\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$

様式第13号(第6条関係)

請求書には、請求内訳書を貼付

請 求 書

(選挙運動用ポスターの作成)

選挙期日後の日付であること

令和 8年 4月 23日

小豆島町長 殿

氏名及び住所(法人に
あつては、名称、代表者
の氏名及び所在地)

〇〇印刷

小豆島町片城甲口番地口

代表 小豆 五郎

電話 0879-82-0000



記名押印又は署名

小豆島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

請 求 金 額	106,700 円				
内 訳	別紙請求内訳書のとおり				
選挙名及び執行年月日	令和8年4月12日執行 小豆島町議会議員 選挙				
候補者の氏名	候補者氏名(戸籍名を記入)				
振込先	〇〇 銀行・農協		〇〇 店		フリガナ 〇〇〇〇〇〇
	種目	① 普通当座	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇	口座名義 〇〇〇〇〇〇〇

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合は、小豆島町に支払を請求することはできません。

請 求 内 訳 書

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 $A \times B = C$	単価 D	枚数 E	金額 $D \times E = F$	単価 G	枚数 H	金額 $G \times H = I$	
96 か所	1,100 円	100 枚	110,000 円	3,882 円	96 枚	372,672 円	1,100 円	96 枚	105,600 円	

ポスター作成契約書と一致

↑確認書枚数

AとD、BとEの少ない方

備考

- 「ポスター掲示場数」欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- D欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{316,250 \text{円} + 586 \text{円}88 \text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \quad (\text{1円未満の端数は切上げ})$$
- E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。